八、公傷手当ヲ規定以外ニ四割支給スル事
九、[illegible]ニ因リ手当ヲ会社ニテ支給スル事
十、年二回ノ[illegible]制ノ制定スル事（[illegible]）
十一、[illegible]賞与ヲ[illegible]スル事
十二、[illegible]制度ヲ制定スル事

三月十七日

牟田工場主殿

牟田工場従業員一同

要求書

一、見習工目録ノ工具一切ハ会社ニテ支給セヨ
二、見習工技術習得ノ為高給ナル仕事ヲ與ヘヨ
三、見習工年二回ノ定期昇給ヲ確立シロ　但シ事期十銭以上ノ事
四、見習工帰国ノ際ハ旅費万端会社ニ負担セヨ
五、徒弟制度ヲ廃止セヨ
六、見習工臨時出勤ノ場合ハ通勤　住込ノ別ナク同一賃銀ヲ支給セヨ
七、住込見習工ニ対シ小使ハ第一年五円第二年次階ハ一ヶ年毎ニ参円ヲ増セ

右要求す。

昭和六年三月十九日

牟田工場主殿

見習工一同

吾が

一般の不況時代に於ては事業の利益をあげることは出来難いのは言ふまでもないことである。故に従業員諸君の収入も好況時代と同一ならしむることは出来ないのである。だが自分としては諸子の待遇改善に付いては極力急速に取運びが少くとも他の工場に先んじて其の方法を確立することに努めて居るのである。之れで工場関係者にも相談し日々進捗を計って居るので数日後には其の発表を為し得ると信じて居ることは過日来申述べた処である。然る処本日突如として要求書を呈出し就業を見合したのは遺憾千万である。代表者諸子には明日午前七時半まで明答したのであるが一刻も早く解決することが自分は勿論諸子に取っても大切な事と思ふから各自に文書を以て御通知することがよいと思ふのである。此の点は御諒解下さい。斯に述べたる如く他に先んじて従業員の待遇に就いては現在に於いて最も適当なる方法を定め数日後に発表実施することにする。それまでは平常の通り就業して貰ひ度い。之れが御互に留意すべきことであると思ふのである。本日要求の事項に付いては左の通り御答へするの外はないのである。

一、八時間労働制を実施すること。

最近八時間労働制は議会に於ても是非論のことであるのは言を俟たない処である。現在の九時間制勤務は[illegible]給料を増加することとしたのであるが、今是れを八時間に短縮するに於ては給料は減少するの已むを得ざることとなり[illegible]現在の九時間とする

二、年二回の賞与を支給すること（上半期二十日　下半期三十日）

[illegible]賞与を支給して居るが其の各自に対する支給額は賞与の性質に鑑みて一定の率とすることは致し兼ねる